

令和2年 No.33

- 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程等の一部を改正する規程の制定
- 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則の制定
- 学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則の制定
- 学内文書処理要項等の一部を改正する要項の制定
- 学生成績優秀者表彰規程に関する申合せの一部を改正する申合せの制定

改正理由

理事・副学長の職務分担の変更及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

理事・副学長の職務分担の変更及び事務組織の再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 7 日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和 2 年規程第19号

東京学芸大大学院教育学研究科運営委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第 3 号）
- (2) 東京学芸大学メールマガジン発行規程（平成24年 3 月 8 日制定）
- (3) 東京学芸大学学寮規程（平成 8 年規程第 2 号）
- (4) 東京学芸大学国際学生宿舍規程（平成 9 年規程第 8 号）
- (5) 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）
- (6) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第 5 号）
- (7) 東京学芸大学職業紹介業務運営規程（平成16年規程第12号）
- (8) 東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程（平成16年第58号）
- (9) 東京学芸大学学生の懲戒に関する規程（平成19年規程第11号）
- (10) 東京学芸大学総合学生支援機構規程（平成19年規程第30号）
- (11) 東京学芸大学全学教室主任会規程（平成20年規程第 2 号）
- (12) 東京学芸大学学生表彰規程（平成21年規程第 2 号）
- (13) 東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程（平成28年規程第 4 号）

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年5月7日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規則第18号

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）
- (2) 東京学芸大学弓道場管理運営規則（平成21年規則第31号）

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和 2 年 5 月 7 日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和 2 年細則第 5 号

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部を改正する細則

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則（平成25年規則第 1 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和2年5月7日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和51年1月10日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会予算専門委員会要項（平成16年4月1日制定）
- (3) 東京教師養成塾入塾志望者等の大学推薦に関する取扱要項（平成20年4月14日制定）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学資金運用管理委員会要項（平成30年11月8日制定）

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程に関する申合せの一部を改正する申合せを
次のように制定する。

令和2年5月7日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程に関する申合せの一部を改正する申
合せ

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程に関する申合せ（平成27年12月15日制定）
の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更及び事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）修士課程を所掌する副学長 （2）教職大学院を所掌する副学長 （3）<u>学生支援</u>を所掌する副学長 （4）学系長 （5）専攻代表 （6）プログラム代表及びサブプログラム代表 （議長等） 第4条 委員会は，前条第1号の委員が招集し，同委員が同条<u>第4号</u>の委員のうちから議長を指名する。 2 〔省略〕 （会議） 第5条 委員会は，公務により出張中の者，休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし，第3条<u>第5号</u>の委員については，当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 〔省略〕 〔省略〕 （庶務） 第9条 委員会の庶務は，関係部課等の協力を得て，学務部<u>大学院課</u>が処理する。 〔省略〕	〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）修士課程を所掌する副学長 （2）教職大学院を所掌する副学長 （3）<u>学生生活</u>を所掌する副学長 （4）<u>キャリア支援</u>を所掌する副学長 （5）学系長 （6）専攻代表 （7）プログラム代表及びサブプログラム代表 （議長等） 第4条 委員会は，前条第1号の委員が招集し，同委員が同条<u>第5号</u>の委員のうちから議長を指名する。 2 〔省略〕 （会議） 第5条 委員会は，公務により出張中の者，休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし，第3条<u>第6号</u>の委員については，当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 〔省略〕 〔省略〕 （庶務） 第9条 委員会の庶務は，関係部課等の協力を得て，学務部<u>学務課</u>が処理する。 〔省略〕

附 則

この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

東京学芸大学メールマガジン発行規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更及び事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 情報を所掌する副学長 (2) <u>学生支援</u>を所掌する副学長 (3) ICTセンター専任教員 (4) 情報基盤課副課長 (5) 学務課副課長 (6) キャリア支援課副課長 (7) <u>総務課広報室長</u> (8) <u>総務課基金事務室長</u> (9) <u>その他委員長が必要と認めた者</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 情報を所掌する副学長 (2) <u>学生生活</u>を所掌する副学長 (3) <u>キャリア支援を所掌する副学長</u> (4) ICTセンター専任教員 (5) 情報基盤課副課長 (6) 学務課副課長 (7) キャリア支援課副課長 (8) <u>広報企画課副課長</u> (9) <u>総務課基金事務室長</u> (10) <u>その他委員長が必要と認めた者</u> 〔省略〕

東京学芸大学学寮規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （管理運営責任者等） 第4条 学寮の管理運営責任者は学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生支援</u>を所掌する副学長をもって充てる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （管理運営責任者等） 第4条 学寮の管理運営責任者は学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生生活</u>を所掌する副学長をもって充てる。 〔省略〕

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （管理運営責任者等） 第4条 学生宿舎の管理運営責任者は，学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き，<u>学生支援</u>を所掌する副学長をもって充てる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和2年5月7日から施行し，令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （管理運営責任者等） 第4条 学生宿舎の管理運営責任者は，学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き，<u>学生生活</u>を所掌する副学長をもって充てる。 〔省略〕

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) <u>学生支援</u>を所掌する副学長が委嘱する者 2名 (3) 保健管理センター教員 1名 (4) 学務部長 (5) 総務部長 2 〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項第1号から第3号までの委員のうちから<u>学生支援</u>を所掌する副学長が指名する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) <u>学生生活</u>を所掌する副学長が委嘱する者 2名 (3) 保健管理センター教員 1名 (4) 学務部長 (5) 総務部長 2 〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項第1号から第3号までの委員のうちから<u>学生生活</u>を所掌する副学長が指名する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから <u>学生支援</u>を所掌する副学長が指名する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから <u>学生生活</u>を所掌する副学長が指名する。 2・3 〔省略〕 〔省略〕	

東京学芸大学職業紹介業務運営規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （職業紹介業務の担当者） 第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定めて、その業務を処理させるものとする。 2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。 （1）<u>学生支援</u>を所掌する副学長 （2）学生キャリア支援室職員 （3）就職業務を担当する職員 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （職業紹介業務の担当者） 第2条 学長は、職員のうちから職業紹介業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定めて、その業務を処理させるものとする。 2 前項の担当者は、次に掲げる者とする。 （1）<u>キャリア支援</u>を所掌する副学長 （2）学生キャリア支援室職員 （3）就職業務を担当する職員 〔省略〕

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （協議会） 第2条 本学に、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「施行令」という。）第8条第2項に規定する選考委員会として、東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考協議会（以下「協議会」という。）を置く。 〔省略〕 （組織） 第4条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 学長 (2) <u>学生支援</u>を所掌する副学長 (3) 学系長 (4) 大学院連合学校教育学研究科長 (5) 学生課長 (6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （協議会） 第2条 本学に、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「施行令」という。）第8条第2項に規定する選考委員会として、東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考協議会（以下「協議会」という。）を置く。 〔省略〕 （組織） 第4条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 学長 (2) <u>学生生活</u>を所掌する副学長 (3) 学系長 (4) 大学院連合学校教育学研究科長 (5) 学生課長 (6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名 2 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学学生の懲戒に関する規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （調査及び審議） 第6条 〔省略〕 2～4 〔省略〕 5 <u>学生支援</u>を所掌する副学長は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べる ことができる。 6 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （調査及び審議） 第6条 〔省略〕 2～4 〔省略〕 5 <u>学生生活</u>を所掌する副学長は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べる ことができる。 6 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 機構は，次の各号に掲げる者で構成する。 (1) <u>学生支援</u>を所掌する副学長 (2) 学系長 (3) 学生支援センター長 (4) 留学生センター長 (5) 保健管理センター所長 (6) 学生委員会委員長 (7) キャンパスライフ委員会委員長 (8) 学務部長 (9) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和2年5月7日から施行し，令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 機構は，次の各号に掲げる者で構成する。 (1) <u>学生生活</u>を所掌する副学長 (2) 学系長 (3) 学生支援センター長 (4) 留学生センター長 (5) 保健管理センター所長 (6) 学生委員会委員長 (7) キャンパスライフ委員会委員長 (8) 学務部長 (9) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学全学教室主任会規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 全学教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）学士課程を所掌する副学長 （2）<u>学生支援</u>を所掌する副学長 （3）学系長 （4）教室主任 （5）特別支援教育特別専攻科主任 （議長等） 第4条 全学教室主任会は、前条第1号の委員が招集し、同委員が同条<u>第3号</u>の委員のうちから議長を指名する。 2 〔省略〕 （会議） 第5条 全学教室主任会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第4号</u>及び<u>第5号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 全学教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）学士課程を所掌する副学長 （2）<u>学生生活</u>を所掌する副学長 （3）<u>キャリア支援を所掌する副学長</u> （4）学系長 （5）教室主任 （6）特別支援教育特別専攻科主任 （議長等） 第4条 全学教室主任会は、前条第1号の委員が招集し、同委員が同条<u>第4号</u>の委員のうちから議長を指名する。 2 〔省略〕 （会議） 第5条 全学教室主任会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条<u>第5号</u>及び<u>第6号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学学生表彰規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （表彰候補者の推薦） 第3条 <u>学生支援</u>を所掌する副学長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等がある場合は、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （表彰候補者の推薦） 第3条 <u>学生生活</u>を所掌する副学長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生等がある場合は、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。 〔省略〕

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （表彰候補者の推薦） 第4条 <u>学生支援</u>を所掌する副学長は、前条に該当すると認められる学生について、教室主任からの推薦を受け、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （表彰候補者の推薦） 第4条 <u>学生生活</u>を所掌する副学長は、前条に該当すると認められる学生について、教室主任からの推薦を受け、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：理事の職務分担の変更及び事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																																								
〔省略〕 (文書記号番号) 第5条 文書記号は，別表に定めるとおりとする。 2 〔省略〕 〔省略〕 (決裁文書の作成) 第7条 決裁文書の作成は，様式第3により行い，次の各号に定めるところによるものとする。 (1)～(4) 〔省略〕 〔省略〕 別表 <table> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td><u>大学院課</u>に属するもの</td><td>東学芸<u>院</u>第 号</td></tr> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>人事課に属するもの</td><td>東学芸人第 号</td></tr> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td><u>研究・連携推進課</u>に属するもの</td><td>東学芸<u>研連</u>第 号</td></tr> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>次世代教育研究推進機構に属するものに属するもの</td><td>東学芸次世第 号</td></tr> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> </table> 〔省略〕	〔省略〕		<u>大学院課</u> に属するもの	東学芸 <u>院</u> 第 号	〔省略〕		人事課に属するもの	東学芸人第 号	〔省略〕		<u>研究・連携推進課</u> に属するもの	東学芸 <u>研連</u> 第 号	〔省略〕		次世代教育研究推進機構に属するものに属するもの	東学芸次世第 号	〔省略〕		〔省略〕 (文書記号番号) 第5条 文書記号は，別表に定めるとおりとする。 2 〔省略〕 〔省略〕 (決裁文書の作成) 第7条 決裁文書の作成は，様式第3により行い，次の各号に定めるところによるものとする。 (1)～(4) 〔省略〕 〔省略〕 別表 <table> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td><u>教育企画課</u>に属するもの</td><td>東学芸<u>教企</u>第 号</td></tr> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>人事課に属するもの</td><td>東学芸人第 号</td></tr> <tr> <td><u>広報企画課</u>に属するもの</td><td><u>東学芸広</u>第 号</td></tr> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td><u>研究支援課</u>に属するもの</td><td>東学芸<u>研支</u>第 号</td></tr> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>次世代教育研究推進機構に属するものに属するもの</td><td>東学芸次世第 号</td></tr> <tr> <td><u>児童・生徒支援連携センター</u>に属するもの</td><td><u>東学芸児童</u>第 号</td></tr> <tr><td>〔省略〕</td><td></td></tr> </table> 〔省略〕	〔省略〕		<u>教育企画課</u> に属するもの	東学芸 <u>教企</u> 第 号	〔省略〕		人事課に属するもの	東学芸人第 号	<u>広報企画課</u> に属するもの	<u>東学芸広</u> 第 号	〔省略〕		<u>研究支援課</u> に属するもの	東学芸 <u>研支</u> 第 号	〔省略〕		次世代教育研究推進機構に属するものに属するもの	東学芸次世第 号	<u>児童・生徒支援連携センター</u> に属するもの	<u>東学芸児童</u> 第 号	〔省略〕	
〔省略〕																																									
<u>大学院課</u> に属するもの	東学芸 <u>院</u> 第 号																																								
〔省略〕																																									
人事課に属するもの	東学芸人第 号																																								
〔省略〕																																									
<u>研究・連携推進課</u> に属するもの	東学芸 <u>研連</u> 第 号																																								
〔省略〕																																									
次世代教育研究推進機構に属するものに属するもの	東学芸次世第 号																																								
〔省略〕																																									
〔省略〕																																									
<u>教育企画課</u> に属するもの	東学芸 <u>教企</u> 第 号																																								
〔省略〕																																									
人事課に属するもの	東学芸人第 号																																								
<u>広報企画課</u> に属するもの	<u>東学芸広</u> 第 号																																								
〔省略〕																																									
<u>研究支援課</u> に属するもの	東学芸 <u>研支</u> 第 号																																								
〔省略〕																																									
次世代教育研究推進機構に属するものに属するもの	東学芸次世第 号																																								
<u>児童・生徒支援連携センター</u> に属するもの	<u>東学芸児童</u> 第 号																																								
〔省略〕																																									

様式第3

(表)

東京学芸大学原議書

完 結	年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包 使送・部内通知	東京学芸 第 号			
発 送	年 月 日		年 月 日			
照 合	年 月 日	(添付物及び施行注意)	決 裁	年 月 日		
浄 書	年 月 日		起 案	年 月 日		
情 報 公 開 区 分		公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで)				
文 書 保 存 期 間		無期限 3 0年 1 0年 5年 3年 1年				
(収受文書発信年月日) 年 月 日		(収受文書記号番号) 第 号				
(受信者)		(発信者)				
(件 名)						
上記のことについて別紙のとおり してよろしいかと伺います。 します。						
学 長	理 事 (全体統括・総務)	理 事 (教育・学生)	理 事 (研究・社会連携)	理 事 ()	監 事	監 事
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	課長・室長	副 課 長	係 長 ・ 専 門 職 員	起 案 課 係 内()
(合 議)						

整理
番号

〔省略〕

附 則
この規則は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第3

(表)

東京学芸大学原議書

完 結	年 月 日	(発送種別) 普通・書留・速達・小包 使送・部内通知	東京学芸 第 号			
発 送	年 月 日		年 月 日			
照 合	年 月 日	(添付物及び施行注意)	決 裁	年 月 日		
浄 書	年 月 日		起 案	年 月 日		
情 報 公 開 区 分		公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで)				
文 書 保 存 期 間		無期限 3 0年 1 0年 5年 3年 1年				
(収受文書発信年月日) 年 月 日		(収受文書記号番号) 第 号				
(受信者)		(発信者)				
(件 名)						
上記のことについて別紙のとおり してよろしいかと伺います。 します。						
学 長	理 事 (総務・国際・情報担当)	理 事 (戦略・評価担当)	理 事 (教育・学生担当)	理 事 (財務・労務担当)	監 事	監 事
副 学 長 ()	部 局 長	部 長	課長・室長	副 課 長	係 長 ・ 専 門 職 員	起 案 課 係 内()
(合 議)						

整理
番号

〔省略〕

東京学芸大学弓道場管理運営規則の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 （管理運営責任者等） 第2条 弓道場の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生支援</u>を所掌する副学長をもって充てる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 （管理運営責任者等） 第2条 弓道場の管理運営責任者は、学長とする。 2 管理運営責任者を補助する者として管理運営担当者を置き、<u>学生生活</u>を所掌する副学長をもって充てる。 〔省略〕	

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （学生が所属する学内学生団体への処分） 第7条 〔省略〕 2 解散処分を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>学生支援</u>を所掌する副学長及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知する。 3 サークル活動停止処分または訓告を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>学生支援</u>を所掌する副学長及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知し教育的指導を行うとともに、顧問教員による継続的指導を命じる。 4～6 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この細則は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （学生が所属する学内学生団体への処分） 第7条 〔省略〕 2 解散処分を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>学生生活</u>を所掌する副学長及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知する。 3 サークル活動停止処分または訓告を受ける学生団体に対し、学生委員会委員長は、<u>学生生活</u>を所掌する副学長及び当該学生団体の顧問教員立会いの下、学長名で懲戒処分書を通知し教育的指導を行うとともに、顧問教員による継続的指導を命じる。 4～6 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：理事の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 3 学内文書処理票は、様式1のとおりとする。 〔省略〕 (別紙様式) 〔別紙B参照〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 3 学内文書処理票は、様式1のとおりとする。 〔省略〕 (別紙様式) 〔別紙A参照〕

学 内 文 書 処 理 票

東学芸 第 号

(件名)							
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供関 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (総務・国際・情報担当)	理 事 (戦略・評価担当)	理 事 (教育・学生担当)	理 事 (財務・労務担当)	監 事	監 事
	副学長 ()	部 局 長	部 長	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専門職員	起 案 者
	(合議)				年 月 日 決 裁		
				年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会・ 依頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)						
(送付先)		(発信者)					整 理 番 号
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印					
標記のことについて 伺 (次のとおり してよいか) 供関 (別紙のとおり)	学 長	理 事 (総務・国際・情報担当)	理 事 (戦略・評価担当)	理 事 (教育・学生担当)	理 事 (財務・労務担当)	監 事	監 事
	副学長 ()	部 局 長	部 長	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専門職員	起 案 者
	(合議)				年 月 日 決 裁		
				年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり, 通知・報告・提出・送付・照会 ・依頼 (要回答 月 日まで) 回答・推薦 します。	(備考)						
(送付先)		(発信者)					整 理 番 号
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印					
情報公開区分 文書保存期間	公開・非公開 (秘・部外秘) (年 月 日まで) 無期限 30年 10年 5年 3年 1年 その他 (年)						

学 内 文 書 処 理 票

東学芸 第 号

(件名)								
標記のことについて 伺（次のとおり してよいか） 供関（別紙のとおり）	学 長	理 事 (全体統括・総務)	理 事 (教育・学生)	理 事 (研究・社会連携)	理 事 ()	監 事	監 事	
	副学長 ()	部 局 長	部 長	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専門職員	起 案 者	
	(合議)				年 月 日 決 裁			
					年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり、 通知・報告・提出・送付・照会・ 依頼（要回答 月 日まで） 回答・推薦 します。	(備考)							
(送付先)		(発信者)					整 理 号	
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印						
標記のことについて 伺（次のとおり してよいか） 供関（別紙のとおり）	学 長	理 事 (全体統括・総務)	理 事 (教育・学生)	理 事 (研究・社会連携)	理 事 ()	監 事	監 事	
	副学長 ()	部 局 長	部 長	課 室 長 長	副 課 長	係 長 専門職員	起 案 者	
	(合議)				年 月 日 決 裁			
					年 月 日 起 案			
標記のことについて 別紙のとおり、 通知・報告・提出・送付・照会・ 依頼（要回答 月 日まで） 回答・推薦 します。	(備考)							
(送付先)		(発信者)					整 理 号	
		(発 送) 年 月 日 課 室 係 () 印						
情報公開区分 文書保存期間	公開・非公開（秘・部外秘）（ 年 月 日まで） 無期限 30年 10年 5年 3年 1年 その他（ 年）							

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会予算専門委員会要項の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>財務を所掌する副学長</u> (2) 学系長 (3) 財務・研究推進部長 (4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，令和2年5月7日から施行し，令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>財務を所掌する理事</u> (2) 学系長 (3) 財務・研究推進部長 (4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 〔省略〕

東京教師養成塾入塾志望者等の大学推薦に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （推薦学生選考会） 第3条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 <u>学生支援</u>を所掌する副学長は、必要に応じて推薦学生選考会に出席し、意見を述べることができる。 5 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （推薦学生選考会） 第3条 〔省略〕 2・3 〔省略〕 4 <u>キャリア支援</u>を所掌する副学長は、必要に応じて推薦学生選考会に出席し、意見を述べることができる。 5 〔省略〕 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学資金運用管理委員会要項の一部改正について

改正理由：理事・副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は、次の各号の掲げる委員をもって組織する。 (1) 財務を所掌する理事 <u>(2) 事務局長</u> <u>(3) 財務・研究推進部長（資金運用実務担当者）</u> <u>(4) 財務・研究推進部財務課長</u> <u>(5) 総務部総務課長</u> <u>(6) 総務部附属学校課長</u> <u>(7) その他学長が指名する者</u> 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第3条 委員会は、次の各号の掲げる委員をもって組織する。 (1) 財務を所掌する理事 <u>(2) 財務・研究推進部長（資金運用実務担当者）</u> <u>(3) 財務・研究推進部財務課長</u> <u>(4) 総務部総務課長</u> <u>(5) 総務部附属学校課長</u> <u>(6) その他学長が指名する者</u> 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。 〔省略〕

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程に関する申合せの一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （表彰候補者の推薦） 第4条 表彰候補者の推薦は、次の各号に定めるとおりとする。 （1）<u>学生支援</u>を所掌する副学長は、卒業予定者の中から規程第2条に定める選修等ごとにGPA上位者を選出し、教室主任に対して規程第3条の照会を行い、推薦を依頼するものとする。 （2）<u>学生支援</u>を所掌する副学長は、前号により推薦された表彰候補者の選定を、学生委員会に付議する。 （3）推薦書の様式は、別紙様式のとおりとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この申合せは、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （表彰候補者の推薦） 第4条 表彰候補者の推薦は、次の各号に定めるとおりとする。 （1）<u>学生生活</u>を所掌する副学長は、卒業予定者の中から規程第2条に定める選修等ごとにGPA上位者を選出し、教室主任に対して規程第3条の照会を行い、推薦を依頼するものとする。 （2）<u>学生生活</u>を所掌する副学長は、前号により推薦された表彰候補者の選定を、学生委員会に付議する。 （3）推薦書の様式は、別紙様式のとおりとする。 〔省略〕